

消食表第646号
平成30年12月14日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

消費者庁次長
(公印省略)

「食品表示法の一部を改正する法律」の公布について（通知）

「食品表示法の一部を改正する法律」（平成30年法律第97号。以下「改正法」という。）が、本日公布されましたのでお知らせします。

改正法の趣旨及び主な内容等については下記のとおりですので、これらの内容について十分御承知の上、貴管下食品関連事業者等に対する周知徹底、指導等を遺漏なきよう適切に対応願います。

本法律改正に伴う政令及び内閣府令等の整備については、今後順次行うこととしていきます。

記

第1 改正法の趣旨

今般の改正法は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品を回収する食品関連事業者等に回収に着手した旨及び回収の状況の届出を義務付ける等の措置を講ずるものです。

第2 改正法の主な内容

今般の改正法の主な内容は以下のとおりです。

- 1 食品関連事業者等は、食品表示法（平成25年法律第70号）第6条第8項の内閣府令で定める事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をした場合において、当該食品を回収するときは、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を内閣総理大臣に届け出なければならないものとする。こと。（改正法による改正後の食品表示法第10条の2第1項関係）
- 2 内閣総理大臣は、改正法による改正後の食品表示法第10条の2第1項の規定による届出があったときは、その旨を公表しなければならないものとする。こと。（改正法による改正後の食品表示法第10条の2第2項関係）
- 3 改正法による改正後の食品表示法第10条の2第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の罰金に処するものとする。こと。（改正法による改正後の食品表示法第21条関係）

第3 施行期日等

1 施行期日

この改正法は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしています。（改正法附則第1項関係）

2 経過措置

この改正法の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとしています。（改正法附則第2項関係）

第4 留意事項

この改正法は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしています。具体的には、「食品衛生法の一部を改正する法律」（平成30年法律第46号）の規定に基づく食品衛生法（昭和22年法律第233号）違反のリコール情報の届出義務の発生の日と同日を想定しています。

また、食品表示法第15条の規定に基づき定められる政令の改正により事務の一部を都道府県、保健所設置市及び特別区に委任することを予定しています。

なお、既に条例等において食品の自主回収情報の報告について規定されている場合は、改正法等の内容に鑑み必要に応じて条例等の改廃等が必要となるので、御対応をお願いします。

不明な点があれば、下記連絡先まで照会願います。

(連絡先) 消費者庁食品表示企画課 黒坂、高橋、村松、東 TEL : 03-3507-9222 (直通) FAX : 03-3507-9292
